豊橋市総合動植物公園長寿命化計画

総合動植物公園長寿命化計画(動物資料館 展望塔 温室)

1. 都市公園整備状況

(令和2年 3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積		
403	381.31 ha	10. 13 m²		

2. 計画期間 (西暦) [2022 年度~ 2031 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
348	12	5	6	3	0	6	2	1	19	1	403

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園」であり、設置者である豊橋市が管理する「総合公園」と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戱施設	運動施設	教養施設	便益施設
830	180	945	420	80	5	220

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,870	_	1	4, 551

※ うち豊橋総合動植物公園3施設

動物資料館:教養施設

温室:教養施設

展望塔:その他施設

②これまでの維持管理状況

豊橋総合動植物公園において統括的に維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を 行っているが、「温室」は公益財団法人により日常点検を行っている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、対象施設(動物資料館,展望塔,温室)において健全度調査を実施した。判定は以下による。

(施設)

					健全原	度判定		備考		
				A	В	С	D	佣		
a. 一般施設	(0)							
c. 土木構造物	(0)							
d. 建築物	(3)	0	0	3	0	利用禁止とするまでの判定は無し		
b. 遊具等	(0)							

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

(施設)

	緊急度判定				
	高	中	低		
a. 一般施設 (0)					
c. 土木構造物 (0)					
d. 建築物 (3)	3	0	0		
b. 遊具等 (0)					

7. 維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検は、豊橋総合動植物公園管理事務所により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

温室については、管理事務所によるもののほか、委託管理による簡易補修を取り進めるものとする。

8. 長寿命化のための基本方針

- 1. 予防保全型に類型した施設
- ・ 公園施設数が多く運営の中で優先度の変更も想定できるが、来園客が安全・安心で 利用できる状態を保てるように適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図 る。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。各施設の処分期限期間は、動物資料館が41年、温室が41年、展望塔が50年であることから、使用見込み期限をそれぞれ49・49・60年とし、施設経過年数を差し引いた期間を対象とした。